

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年九月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年九月二十一日

埼玉県行田県土整備事務所長 根 岸 幸 司

羽生妻沼線	路線名
行田市大字北河原字陣場一四八七番地 先から 行田市大字北河原字陣場一三八〇番地 先まで	供用開始の区間
令和三年九月二十二日	供用開始の期日
令和三年九月二十一日付け埼玉県行田 県土整備事務所長告示第十五号で告示 した道路予定区域の供用開始である。 延長九五・二〇メートル	備考